

平成26年度

# 中小企業者のものづくりを支援します！

福井市では、ものづくりに取り組む中小企業者の活動を応援するため、自社の強みを生かした技術・製品の開発や、高付加価値商品の開発を行う中小企業者などに対して、事業費の一部を支援します。詳しくはホームページをご覧ください。商工振興課までお問い合わせください。

## ものづくり支援補助金

	新技術・新製品開発	ICT 利活用製品開発	高感度商品開発
対象事業	①生産や製造などの効率化を図ることを目的とした新たな技術の開発 ②技術を活用することにより、機能性の向上などを目的とした新たな製品の開発 ○試作開発事業を含む ○ソフト、ICTを活用した製品及びデザインのみ変更された製品を除く	ICTを活用した新たな製品やサービスの開発 ○試作開発事業を含む	①利便性やデザインなどの付加価値を高めた独自性・優位性のある商品の開発 ②福井の農林水産物またはふくい「一押し逸品」を活用した新たな商品の開発 ※ふくい「一押し逸品」とは… 木田ちそ、越のルビー、越前金時など福井の伝統的野菜や人気の高まっている野菜 ○工業製品だけではなく、食品加工品も対象となります
対象者	①市内の中小企業者 ②全てが市内の中小企業者で構成されたグループ ③市内の中小企業団体		
対象要件	国や県などから補助金を受けていない事業であること		
補助限度額	100万円		50万円
事業期間	1～2年		1年
補助率	対象経費の2分の1以内		
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"><li>原材料費</li><li>外注加工費</li><li>産業財産権導入費</li><li>直接人件費（ICT利活用製品開発の場合に限る。）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>機械装置リース費</li><li>委託費</li><li>共同研究費</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>工具・器具費</li><li>技術指導費</li><li>広告宣伝費</li></ul>
募集期間	平成26年4月1日（火）～6月20日（金）		

◎補助事業期間中、並びに事業終了後、事業の状況確認調査を実施することがありますので、ご協力をお願いいたします。

【補助対象期間】 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで。

【申請方法】 申請書等必要書類を福井市役所商工振興課まで、事前連絡の上、持参してください。  
※ 申請書等の様式は、窓口、郵送、Eメールにて配布しております。  
※ ホームページからもダウンロードできます。

【補助対象者の決定】 事前ヒアリングおよび審査会により決定いたします。（審査会は7月に実施予定）  
※ 補助対象者の決定後、採択事業として事業名や事業者名を公表いたします。  
※ 開発事業に係る問題が発生した場合は、事業者の責任において対応願います。

### 【チャレンジ発注推進事業】

中小企業者等が開発した新商品を市が認定することで、市の各機関が随意契約で、その商品を購入できるようになります。

#### 《対象商品》

平成21～25年度までに、ものづくり支援事業の採択を受けた新商品等。

※認定に際し、認定申請が必要になります。（詳細はお問い合わせください。）

### 《お問い合わせ》

福井市 商工労働部 商工振興課

〒910-8511

福井市大手3丁目10-1（福井市役所 第2別館 1階）

TEL 0776-20-5325

E-mail: syoukou@city.fukui.lg.jp

ホームページ: [http://www.city.fukui.lg.jp/sigoto/syoukou/tsien/market\\_mono.html](http://www.city.fukui.lg.jp/sigoto/syoukou/tsien/market_mono.html)